

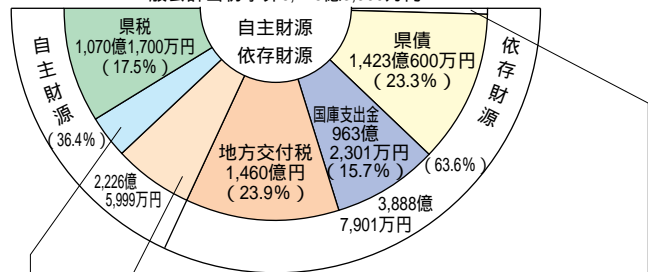
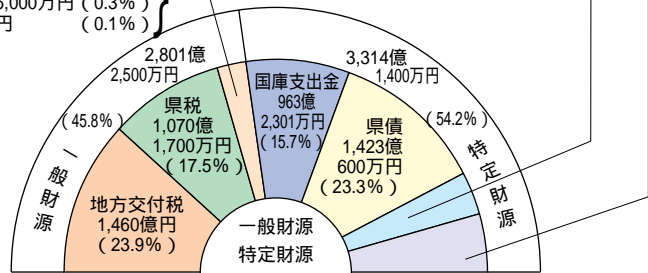
必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

一般会計歳入予算

繰入金	290億8,351万円 (4.8%)
分担金及び負担金	105億3,121万円 (1.7%)
使用料及び手数料	95億7,429万円 (1.6%)
財産収入	17億2,523万円 (0.3%)
寄附金	400万円 (0.0%)

地方消費税清算金	228億5,800万円 (3.7%)
地方譲与税	20億円 (0.3%)
地方特例交付金	17億5,000万円 (0.3%)
交通安全対策特別交付金	5億円 (0.1%)

諸収入 418億6,675万円 (6.8%)



地方譲与税	20億円 (0.3%)
地方特例交付金	17億5,000万円 (0.3%)
交通安全対策特別交付金	5億円 (0.1%)

繰入金	290億8,351万円 (4.8%)
地方消費税清算金	228億5,800万円 (3.7%)
分担金及び負担金	105億3,121万円 (1.7%)
使用料及び手数料	95億7,429万円 (1.6%)
財産収入	17億2,523万円 (0.3%)
寄附金	400万円 (0.0%)

諸収入 418億6,675万円 (6.8%)

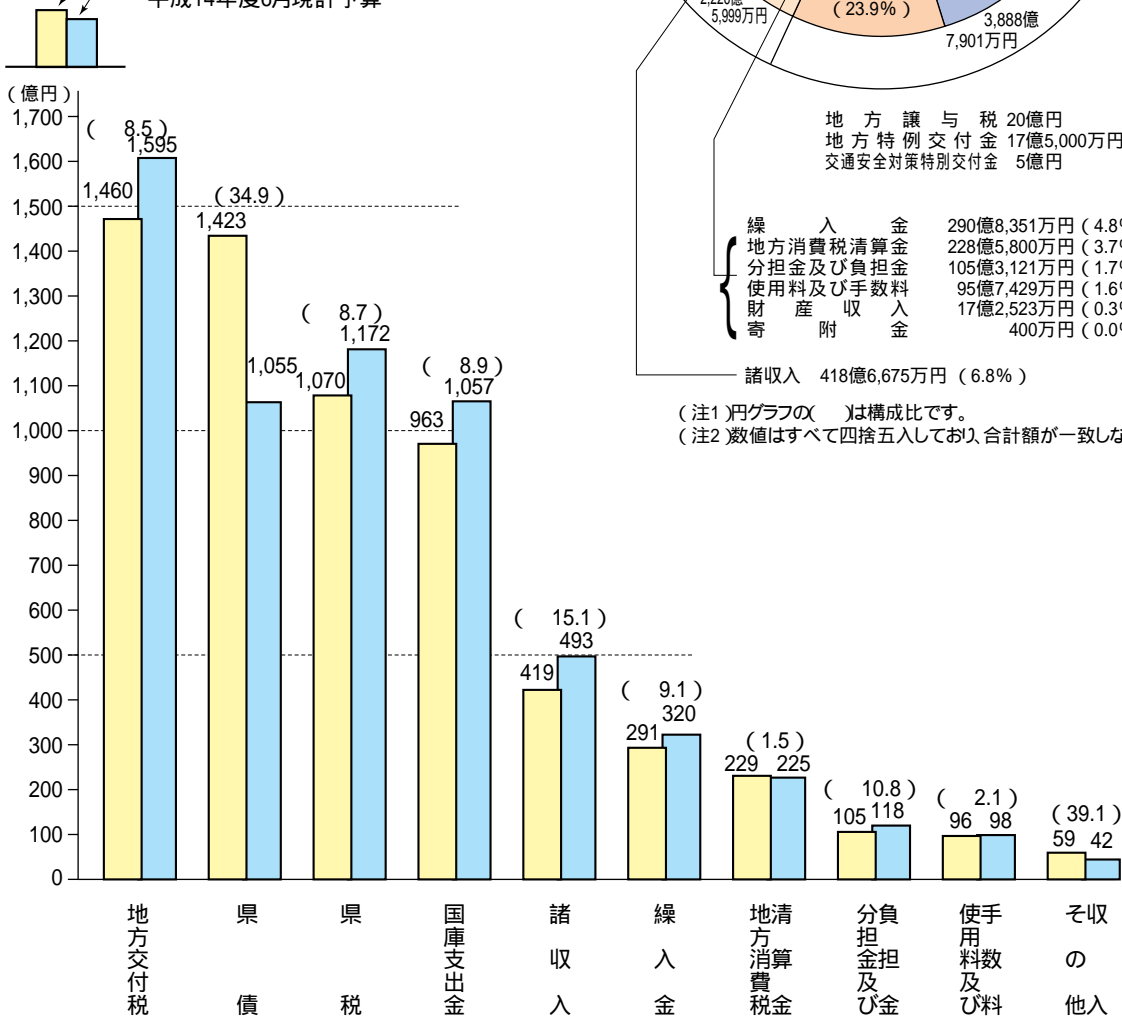
(注1)円グラフの()は構成比です。

(注2)数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

(増減率: %、印減)

平成15年度当初予算

平成14年度6月現計予算



歳入のうち県税の割合は17.5%となっています。

また、自らの手で調達する自主財源の割合は36.4%、使途が特定されていない一般財源の割合は45.8%となっています。

県税は、企業収益の減少による法人関係税の減などから対前年度比8.7%の減となっています。また、地方消費税の清算金を加えた**実質県税**は、7.7%減となっています。

地方交付税は、総務省の指針等に基づき、8.5%減を見込んでいます。

県の借金である**県債**は、34.9%と大幅な伸びを示していますが、借換債、臨時財政対策債を除いた実質的な発行額は12.0%減となっています。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

使途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように使途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税五税の一定割合（所得税、酒税は32.0%、法人税は35.8%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%）が充てられています。

県債

県が道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を越えて行われるものを指します。

いわば県の借金にあたり、後年度に負担が生じますが、耐用年数の長い社会資本の整備については後年度の世代もその恩恵をうけることから、県債を活用することは現世代の負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平化を図る効果もあります。

臨時財政対策費

臨時財政対策債とは、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため特例として地方が発行するいわゆる赤字地方債で、その償還額全額が交付税で措置されるものです。